

1. 憲法研究者は、政治が憲法の精神・原則にのっとったものか、根拠となる法律が憲法に沿ったものであるかを問題とする。またやむなく緊急に出される措置であっても、憲法に沿ったものであるのか、その根拠の明確性、目的に沿った手段としての適切で整合性ある措置、必要な情報の公開、決定に至る過程の透明性などが求められる。
その点で、次の流れが、上記のことに沿ったものであるかが、問われる。
すなわち、1月16日政府が国内初の感染者の確認発表、30日首相を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置、2月24日政府の専門家会議開催・見解発表、25日政府が感染拡大防止を目指す基本方針決定、26日首相が2週間にわたり大規模イベントの開催自粛要請、27日首相が小中高などの臨時休講を要請...という流れである。28日には、北海道知事の「緊急事態宣言」も出された。他方で1月27日に新型コロナウイルス感染症を指定感染症とする閣議決定も行なっている（2月7日施行）。
2. 法改正の意図・目的
日本には新型インフルエンザ等対策特別措置法がある。この法律自体成立の際に緊急事態宣言の規定を含み人権侵害の危険性があるとして問題となった法律である。それを今更改正して、新型コロナウイルスの対策に適用させることを明確化するという法改正は、二つの点で疑問を浮かび上がらせる。一つは、これまで行ってきた政府の対応は何を根拠にして行われてきたのかということであり、もう一つは、今更改正をするということは、この法律の中に規定されている緊急事態宣言をあえて発動させようとする狙いがあるのではないかということである。
3. 法的根拠の不明確性・対応の不適切性・決定の不透明性
結局これまで行われた対策本部の設置や基本方針決定、大規模イベント開催自粛要請、小中高などの臨時休講の要請は、何を根拠にしていたのかわからないことになる。法律上は事前に行動計画を定めるとしており、新型インフルエンザ対策の行動計画によっているようにもみえるが、そうした説明はなかった。
この特措法は、制定時に指摘された問題以外にも様々な問題を含んでいるようにみえる。その一つは、上意下達的な定めをしている点である。しかし、今回の北海道知事の「宣言」を見てもわかるように上位下達的なやり方がこうした急速な感染症の蔓延の防止に適しているのかわからない。何れにしても後付けの法改正、遡って正当化する法改正といえる。むしろ適切な法改正を、議論を重ねた上で考えるべきであろう。さらに、唐突な小中高の一斉休校は、子どもの学習権を侵害し、結果的に多くの女性の働く権利を阻害し、また経済にも支障をきたす措置である。こうした措置を「私の責任」ではなく、少なくとも「政府の責任」で、各省庁との連携の上で行うべきものである。根拠が明確でない上、対応が適切なのか、連携がとれているのか、そうした説明もなく、決定の過程も不透明である。政府の説明責任が問われる。
また専門会議をはじめ、各種の会議の議事録や文書の保存は当然のことである。
4. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正
そもそも特措法には「等」という言葉が入っているのだから改正をする必要があるのか疑問に思われる。指定感染症としたことの齟齬を埋め合わせるものであるかもしれない。しかしそうした説明は見られない。そこで法改正にこだわるところが、同法第4章の緊急事態宣言を出したいのでは、と疑いを招くところになる。しかし、緊急事態宣言は非常に危険なものである。自粛等のお願いにとどまらず、強制措置を伴う。さらに国内的のみならず、海外にも大きな影響をもたらす、経済的に一気に圧縮や萎縮をもたらす。国民生活の破綻につながりかねない。とりわけこうした措置がなされると、弱者にしわ寄せがくる。格差の拡大にもつながる。すでにこうした傾向が出てきている。
緊急事態宣言を出すための定義が不明確で恣意的に利用される可能性がある。国民の自由や権利を守りながら最小限の規制をするという観点から、同法には精査すべき点が多々ある。当然手続的に、国会の関与をどのようにするか、検証の仕組みをどのよう

に図るか、とられた措置の訴訟可能性、責任追及の仕組みを考えなければならない。さらに2年は長すぎ必要最少期間にするなどの課題もある。改正すべきはむしろこのようなことであろう。

5. 憲法改正による国家緊急権の導入は不必要

一般的に、国家緊急権とは、「戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して、非常措置をとる権限」と定義されているが、「立憲的な憲法秩序を一時的にせよ停止し執行権への権力の集中と強化を図って危機を乗り切ろうとするものであるから、立憲主義を破壊する大きな危険性を持っている」と指摘される。しかし、立憲的憲法秩序の一時停止自体が本当に必要か、疑問もある。

何れにしても目的の明確性の原則、非常措置の一時的かつ必要最小限度の原則、濫用阻止のための責任性の原則が貫徹されるべきとされている。その他あらかじめ終期を定めて、発動および延長は国会のコントロールの下で承認すること、採用した措置の司法審査の可能性の確保すなわち司法に訴えたら行政措置の妥当性の判断ができること、文書の保存、事後的検証の必要性なども確保されなければならない。長期にわたって、市民の自由や権利を制約することは許されないが、憲法改正で規定が入れば、簡単に国家緊急権の発動が可能になり、非常に危険が増す。

しかし、緊急事態はそれぞれのケースにおいてとられるべき措置が異なる。個別法での対応で十分であり、憲法を改正して国家緊急権を導入する必要はない。